

定例監査の結果

1 監査の期間

平成30年 5月21日から平成30年 6月 1日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

議会事務局議事課

(2) 対象期間

平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問による審査を実施した。

4 監査委員の除斥

地方自治法第199条の2の規定により、政務活動費に関する部分について議員選出の鈴木正章監査委員を除斥とした。

5 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

議事課

ア 契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(ア) 50万円を超える契約において、予定価格が定められていないものがあつた他、予定価格書が封入されていないものがあつた。

(イ) 長期継続契約における契約締結伺いで、契約検査担当課長の合議を受けていないものがあつた。

(ウ) 個人情報の取扱いに関する特記仕様書で定められた再委託において、受託者から書面により提出された再委託申請について、承認の手続きをしていないものがあつた。

イ 公印の使用について、決裁文書を公印管守者に提示せずに使用しているものがあつた。公印の重要性を認識し、適正な事務処理をされたい。